

2019年6月3日

お客様各位

株式会社エネアーク関東

ガス取次供給基本契約要綱の変更について

ガス取次供給基本契約要綱を2019年6月10日付で以下の通り変更致しますので、ご案内申し上げます。

1. ガス取次供給基本契約要綱の変更内容

	現行	変更後
9. ガス需給契約の解約	(6) 当社は、お客さまから、支払期限日を経過しても料金、延滞利息その他本要綱及び個別要綱に基づく債務のお支払いがない場合及び当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息についてお支払いがない場合には、解約の15日前及び5日前を目安にお客さまに予告して、ガス需給契約を解約することがあります。	(6) 当社は、お客さまから、支払期限日を経過しても料金、延滞利息その他本要綱及び個別要綱に基づく債務のお支払いがない場合及び当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息についてお支払いがない場合には、解約の15日前及び5日前を目安にお客さまに予告して、ガス需給契約を解約することがあります。 (7) (5)(6)の事由により、当社がガス需給契約を解約したお客さまから5(1)の申込みがあったときは、当社はかかる申込みを承諾しない場合があります。
30. 供給停止	当社、CDE又は一般ガス導管事業者は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。また、次の各号にかかげる事由によりCDE又は一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。	当社、CDE又は一般ガス導管事業者は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。 この場合、当社はお客さまのガス需給契約を解約いたします。 また、次の各号にかかげる事由によりCDE又は一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。
31. 供給開始の解除	30の規定により供給を停止した場合において、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたことを当社が確認できた場合は、供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。	削除

2. 上記の変更実施日

2019年6月10日実施

3. お問い合わせ先

株式会社エネアーク関東

電力・都市ガス企画チーム

電話番号 03-4233-8237(月曜日～金曜日、9:00～17:30 祝祭日除く)

以上